

就学前施設における教育・保育と子育て支援計画
(公立の認定こども園の整備)

平成 27 年 8 月
八 尾 市

目次

I. 策定の趣旨と背景

1. 策定の趣旨 1
2. これまでの背景 1

II. 就学前施設における教育・保育の現状と課題

1. 子どもを取り巻く環境の変化 3
 - (1) 家庭の現状 3
 - (2) 子どもの育ちの現状 3
2. 就学前施設における現状と課題 3
 - (1) 教育・保育の現状と課題 3
 - (2) 幼稚園（認定こども園）の現状と課題 4
 - (3) 保育所（認定こども園）の現状と課題 6
3. 子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の見込み量と確保方策 8

III. 就学前施設における教育・保育と子育て支援

1. めざす教育・保育と子育て支援 9
 - ～子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援の充実～
 - (1) 子どもが健やかに育つ環境づくり 9
 - (2) 子ども（保護者）が教育・保育を選択できる環境づくり 10
 - (3) すべての子どもを安心して育てられる環境づくり 10

IV. 認定こども園の配置の考え方

1. 認定こども園を含めた就学前施設における教育・保育の実施 12
 - (1) 認定こども園の配置の考え方 12

V. 公立の認定こども園の役割と配置の考え方

1. 公立の就学前施設の役割～幼保連携型認定こども園の整備～ 14
 - (1) 公立の認定こども園の役割 14
 - (2) 公立の認定こども園の配置の考え方 15

VI. 公立の認定こども園への再編整備計画

1. 認定こども園の整備に関する基本事項 16
2. 認定こども園への再編整備計画 16
3. 子ども・子育て支援事業計画の見直し 18
4. 認定こども園の施設定員や職員数など 20
 - (1) 基本的な施設定員など 20
 - (2) 基本的な職員体制 20
5. 認定こども園への再編整備による効果 20

I. 策定の趣旨と背景

1. 策定の趣旨

八尾市では、総合計画の推進において、まちづくりの目標のひとつである「子どもや若い世代の未来が広がる八尾」の実現に向け、「未来の八尾創り」を主要な政策テーマのひとつに位置付け、子どもや子育てに係る施策に重点を置きながら取組みを進めているところです。

その中でも、乳幼児期については、子どもの成長が最も著しく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、極めて重要な時期であることから、この時期における教育・保育が、その後の人間としての生き方に大きく影響することを常に意識し、子どもの育ちに関わっていくことが重要であると考えています。

子どもの健やかな育ちの保障と、保護者に対する子育て支援ができるよう、就学前施設における教育・保育及び子育て支援サービスについて市の考え方を整理し、今後の公立の就学前施設として、担うべき役割や機能及び施設配置などの考え方を示すとともに整備計画を作成しました。

2. これまでの背景

これまで、就学前の子どもに対する教育・保育については、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所において実施され、制度や所管などは異なっているものの、ともに就学前の子どもの教育・保育を担うという共通の役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、少子化や子どもを取り巻く環境の変化が進む中で、減少する公立幼稚園の園児数や多様化する教育・保育ニーズへの対応などが課題となっており、八尾市幼稚園審議会及び八尾市児童福祉審議会による平成22年の答申においても、これらの課題への対応として、幼稚園、保育所相互の既存施設の有効活用も含め、従来の枠組みを超えた幼保一体化施設の検討を行うことが必要と答申されました。

このような状況において、公立の就学前施設については、幼稚園、保育所双方で培ってきた専門的な知識や技術を共有し、一体的にとらえることで、子どもの育ちにとって、望ましい教育・保育環境が提供できるものとして、平成24年12月に「幼保一体化の推進について」の中で、基本的な考え方を示しました。

この考え方に基づき、平成25年度には、リーディング2施設の整備に向けて、取組みを進めましたが、幼保一体化の全体像が示されていない中で、市民理解を十分に得られていないことなどから、一旦立ち止まりました。

認定こども園の整備に向けては、平成25年度当初より、庁内の検討体制を整え、認定こども園での教育・保育、運営、並びに施設整備について検討を行いながら、当該施設の保護者や地域住民への説明や意見交換を実施し、市民の意見をいただけてきました。

リーディング施設については、一旦立ち止まることとなりましたが、平成26年度からは、検討内容ごとに部会を設けるなど検討体制を強化し、これまでの市民の意見を踏まえながら、幼稚園や保育所の職員も含め議論を重ねるとともに、つどいの広場などに参加している保護者との意見交換など、市民からの意見もいただきました。

このような取組みを経て、この度、幼保一体化の全体像について、とりまとめを行いました。

また、平成27年4月から、子どもが健やかに育つことができる環境づくりをめざして、国において、子ども・子育て支援新制度が開始され、「保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、教育・保育及び子育て支援を充実し、社会全体で子どもや子育て家庭を支えるため、子ども施策を総合的に推進することとなりました。

新制度では、認定こども園のさらなる普及や、地域の子ども・子育て支援サービスなどの充実が示されており、本市においても、その一環として、就学前施設における教育・保育や子育て支援サービスの充実を図っていくこととしています。

Ⅱ. 就学前施設における教育・保育の現状と課題

1. 子どもを取り巻く環境の変化

(1) 家庭の現状

近年、情報化や国際化などの社会経済状況の変化に伴い、保護者の生活スタイルや、仕事に対する価値観が多様化している一方で、都市化や核家族化により地域でのつながりが希薄になってきており、家庭での子育て力の低下が課題になっています。このような中で、教育や子育てに不安や負担を感じる保護者や共働きの保護者の増加に伴い、保育所への入所希望や、幼稚園での預かり保育の利用などの希望も増えています。

(2) 子どもの育ちの現状

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く環境にも変化が生じており、基本的な生活習慣や規範意識が十分身についていない子どもが増えているといわれています。また、コミュニケーション能力や協調性、自立心などが育つための経験が減っている子どもや、運動能力の発達につながる遊びが苦手な子どもが増えています。

2. 就学前施設における現状と課題

(1) 教育・保育の現状と課題

就学前施設における幼児教育・保育においては、幼稚園教育要領の改訂や保育所保育指針の改定により、発達や学びの連続性の確保を明確にするとともに、乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続が新たに位置づけられました。

この要領などに基づき、幼稚園や保育所では、義務教育やその後の教育へのつながりを意識しつつ、遊びを中心とした環境を通して、一人ひとりの発達に応じた教育・保育を行っています。

しかしながら、小学校入学にあたっては、授業への集中度をはじめ、自分の気持ちを言葉で伝える力や人の話をしっかり聞く力などが、十分に身についていないなどの課題が指摘されています。また、身の回りのことを自分でする、好き嫌いなく食べることなどの生活面、並びに、友だちや先生とのかかわりなどに、不安や悩みを持つ保護者が増えつつあります。

これらのことから、子どもたちが不安なく小学校生活をはじめられ、小学校以降の学びにつながるよう、乳児期から幼児期へ、さらに児童期へと育ちと学びの連続性や一貫性を確保することが求められています。

また、育ちや発達が気になる子どもや、配慮や支援が必要な子どもが増えつつある中、一人ひとりの健やかな育ちをどのように保障するかが、教育・保育現場に求められています。

そのため、本市では、幼稚園や保育所における取組みを中心として事例収集するとともに、現場の保育者と小学校教員が主体となって、各年齢において、育てたい子どもの姿や大切にすべき視点などをまとめ、「就学前教育・保育実践の手引き」及び「接続期における教育・保育実践の手引き」を作成しました。

現在、教育・保育現場においては、指導計画などを作成するための参考として手引きの活用を始めていますが、今後、より質の高い教育・保育の提供に向け、さらなる活用が必要となっています。

あわせて、市内の幼稚園教員、保育所保育士、小学校教員が互いの教育・保育の状況を把握し、双方の教育・保育の工夫や改善に取り組むことを目的として、幼・保・小の合同研修会を実施しているところですが、今後は、就学前施設と小学校が、より連携しやすい環境づくりを進め、これまでの取組みを充実、発展させる必要があります。

(2) 幼稚園（認定こども園）の現状と課題

平成26年度までは、公立幼稚園19園、私立幼稚園7園となっていましたが、平成27年4月に、私立幼稚園1園が認定こども園に移行し、現在は、公立幼稚園19園、私立幼稚園6園、私立幼稚園型認定こども園1園となっています。

公立幼稚園は、4歳児、5歳児を対象としており、平成27年5月1日現在では、983人を受け入れています。

私立幼稚園では、3歳児（一部の園では、満3歳児）から5歳児を対象としており、認定こども園と合わせると、1,784人を受け入れています。

これまでの園児数の推移をみると、公立幼稚園の園児数の減少は著しく、平成23年度との比較では、327人の減少となっています。また、各年齢でも単学級となる園が増え、集団教育の面から望ましい教育環境の確保が困難になってきており、集団活動の重要性に鑑み、生きる力の基礎を育むために、どのように対応していくかが課題となっています。（表1、表2）

園児数が減少する要因のひとつには、少子化に加え、共働き家庭の増加による保育所への入所希望者の増加も考えられることから、私立幼稚園では、預かり保育について、時間延長や長期休業期間も実施するなど、子育て支援だけでなく、保護者の就労支援も視野に入れた運営を行っています。

一方、公立幼稚園の預かり保育は、子どもの居場所づくりや子育て支援を目的として実施しているものの、午後3時30分までとなっていることや、長期休業期間中の実施が短期間であることから、どのように拡充するかが課題となっています。このほか、3歳児保育の実施について、また、育ちや発達が気になる子どもや配慮や支援を必要とする子どもへのきめ細かな指導について、どのように充実させていくかが課題となっています。

(表1) 幼稚園在園児数推移

(単位：人)

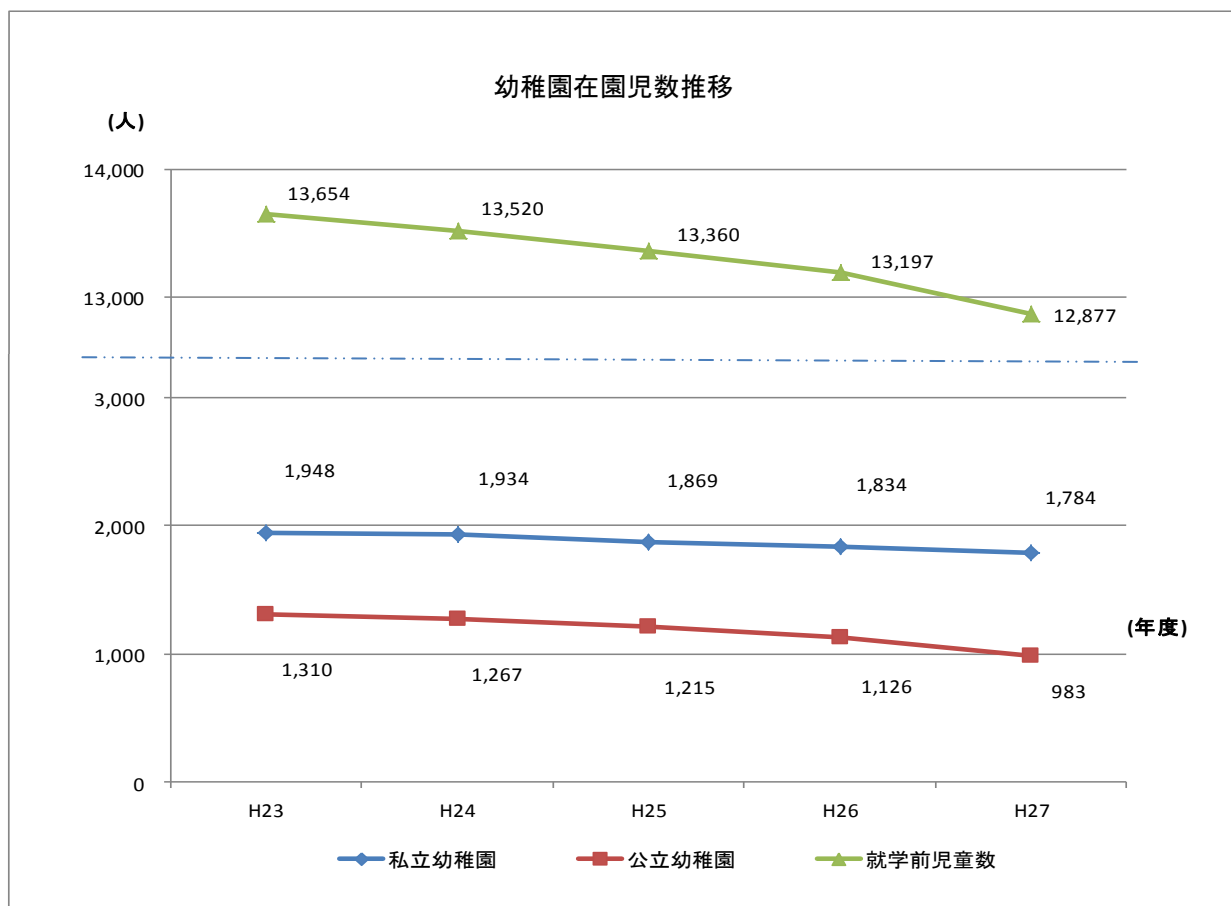
	H23	H24	H25	H26	H27
公立	1,310	1,267	1,215	1,126	983
私立	1,948	1,934	1,869	1,834	1,784
計	3,258	3,201	3,084	2,960	2,767
就学前児童数	13,654	13,520	13,360	13,197	12,877

・在園児数は各年5月1日、就学前児童数は各年3月31日

資料：学校基本調査

・平成27年度における私立の在園児数については、認定こども園1号認定を含む

・私立については、市外から通園している園児を含む



(表2) 公立幼稚園学級数一覧

(平成27年5月1日)

学級数	該当園数	幼稚園名(4歳児学級数,5歳児学級数)
4学級	2園	龍華(2,2) 志紀(2,2)
3学級	2園	大正(1,2) 東山本(1,2)
2学級	15園	八尾(1,1) 安中(1,1) 用和(1,1) 久宝寺(1,1) 美園(1,1) 北山本(1,1) 高美(1,1) 南山本(1,1) 西山本(1,1) 高安(1,1) 長池(1,1) 山本(1,1) 曙川(1,1) 南高安(1,1) 永畑(1,1)

資料：学校教育課 指導課

(3) 保育所（認定こども園）の現状と課題

平成26年度までは、公立保育所7園、民間保育園29園でしたが、平成27年4月に、民間保育園2園が認定こども園に移行するとともに、分園1園が本園となったため、現在は、公立保育所7園、民間保育園28園、民間幼保連携型認定こども園2園となっています。

受入れ児童数については、平成27年度では、4,989人（他市委託も含めると5,071人）を受け入れています。待機児童19人を含む入所保留児童数は138人となっています。（表3、表4）

近年の保育所入所希望は、女性の社会進出に対する意識変化や社会経済状況の変化などによる、共働き世帯数の増加に伴い、入所希望数が増加していることや、子ども・子育て支援新制度に伴う保育要件の変更により、保育サービスの需要が増加しています。

これまでも、待機児童の解消に向け、児童福祉審議会答申を踏まえつつ、認可保育施設の増改築や分園の設置、小規模保育所の創設など、保育所の整備を進め、受入れ枠の確保に取り組んできました。その結果、平成27年度においては、申込数を上回る受入れ枠を確保しました。しかしながら、低年齢児や地域ごとのニーズに対応できていない課題もあり、待機児童が生じている状況にあります。今後も引き続き、年齢や地域ごとのニーズへの対応も考慮しながら、待機児童の解消に向けて取り組む必要があります。

また、保育ニーズの増加や多様化に伴って、保育所に求められる内容も複雑になっている中で、どのように子どもの健やかな育ちを保障するかが課題になっています。

公立保育所では、3園に地域子育て支援センターを併設し、子育て支援サービスを提供するとともに、地域交流などにより、在宅の子育て家庭に対する支援を実施しています。その他にも民間保育園では、一時保育や休日保育など幅広いサービスで子育て支援に取り組んでおりますが、保護者の子育てに対する不安感や負担感が増加している中で、どのようにサービスの質的・量的な拡充を図るかが課題となっています。

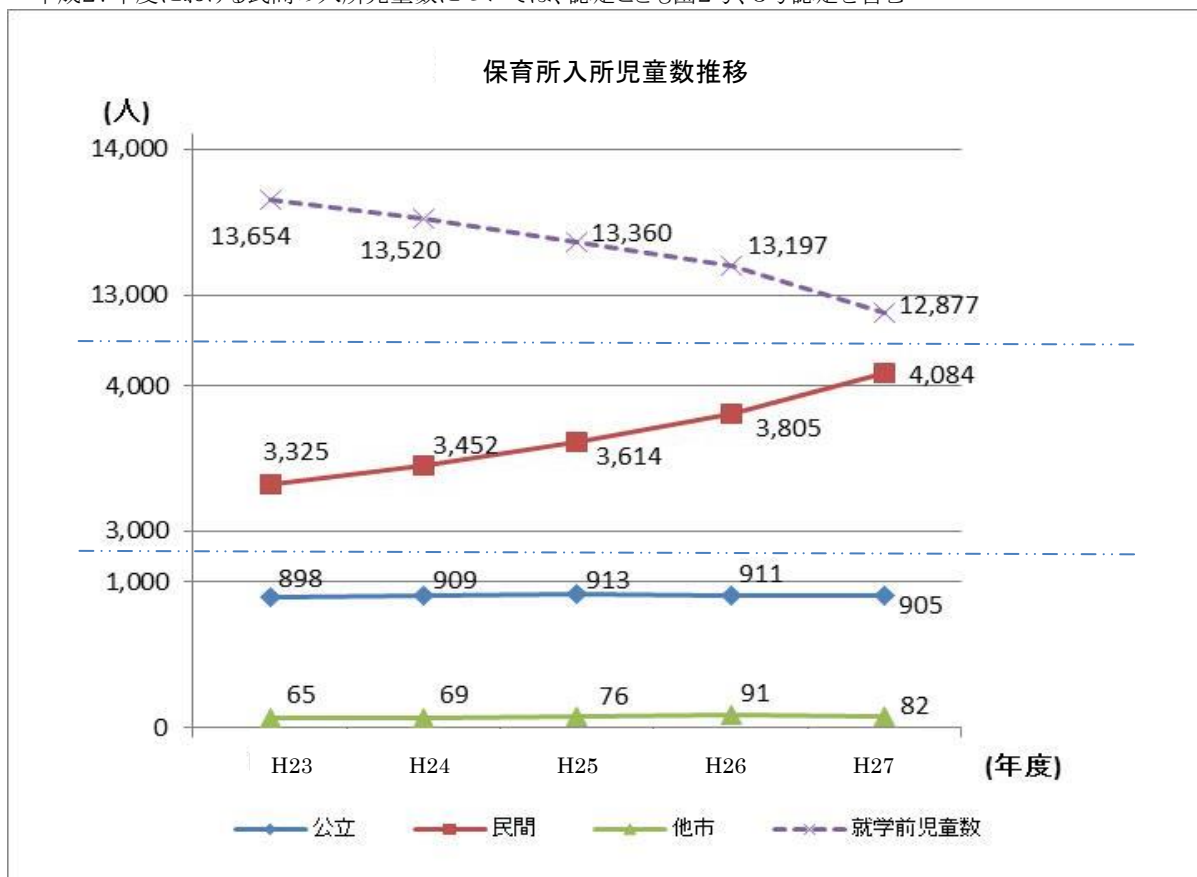
さらに、医療的ケアなどの特別な支援が必要な子どもへの対応や、児童虐待など緊急を要する対応など、民間だけでは対応が難しい保育について、公立が、主体的に役割を担うことが課題となっています。

(表3) 保育所入所児童数推移

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27
公立	898	909	913	911	905
民間	3,325	3,452	3,614	3,805	4,084
他市	65	69	76	91	82
計	4,288	4,430	4,603	4,807	5,071
就学前児童数	13,654	13,520	13,360	13,197	12,877

・入所児童数は各年4月1日、就学前児童数は各年3月31日
資料：こども未来部 こども施設課
・平成27年度における民間の入所児童数については、認定こども園2号、3号認定を含む

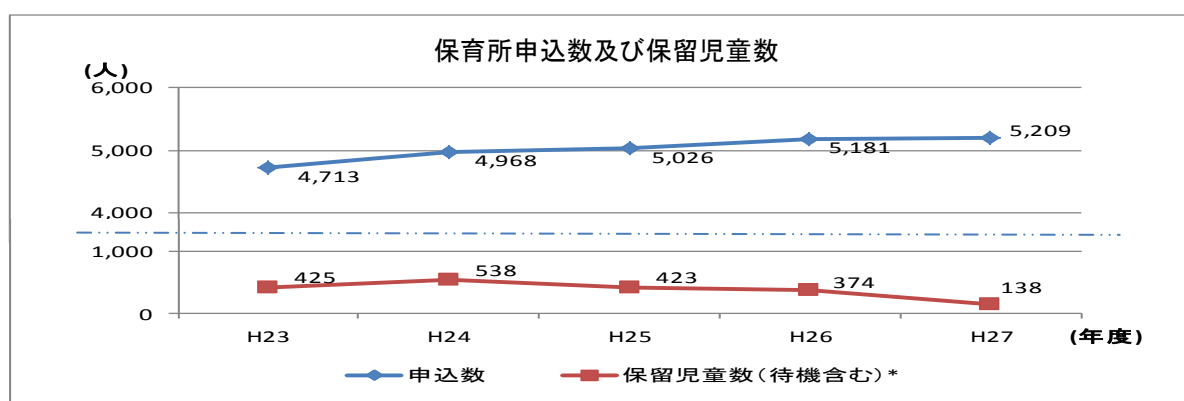


(表4) 保育所申込数及び保留児童数推移

	H23	H24	H25	H26	H27
申込数	4,713	4,968	5,026	5,181	5,209
保留児童数 (待機含む)*	425 (48)	538 (75)	423 (87)	374 (48)	138 (19)

資料：こども未来部 こども施設課

*平成27年度については、入所保留児童数(待機含む)となる



3. 子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の見込み量と確保方策

子ども・子育て支援法に基づいて策定された八尾市子ども・子育て支援事業計画では、ニーズ調査の結果を踏まえ、1号認定(※)の量の見込みが減少する一方で、2号認定(※)の量の見込みは増加しています。また、3号認定(※)については、子ども・子育て支援新制度において保育を必要とする要件が見直されたことなどにより、ニーズがさらに増加することが見込まれます。

したがって、保育ニーズの高まりを受けて、3号認定を中心に保育を必要とする子どもの受入れ枠の拡大は必要であるのに対し、1号認定の量の見込みは、少子化などによりさらに減少することが懸念される中で、就学前施設全体において、1号認定から2号認定への移行も含めた受入れ枠の対応が必要となっています。(表5)

(表5)

各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策について

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
児童数	6,614		1,958	4,215	6,544		1,906	4,083	6,357		1,866	3,963	
量の見込み	2,870	3,000	400	1,770	2,830	3,060	410	1,740	2,740	3,060	430	1,720	
確保方策	特定教育・保育施設	1,647	2,849	373	1,560	2,067	3,018	412	1,611	2,451	3,066	430	1,611
	確認を受けない幼稚園	1,241	211			851	73			437	55		
	特定地域型保育			0	0			0	0			0	0
	計	2,888	3,060	373	1,560	2,918	3,091	412	1,611	2,888	3,121	430	1,611

	平成30年度				平成31年度				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定 (3号)		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
児童数	6,234		1,833	3,867	6,048		1,800	3,792	
量の見込み	2,680	3,090	440	1,710	2,590	3,080	450	1,710	
確保方策	特定教育・保育施設	2,857	3,170	430	1,654	2,908	3,225	451	1,714
	確認を受けない幼稚園	6	2			6	2		
	特定地域型保育			0	0			0	0
	計	2,863	3,172	430	1,654	2,914	3,227	451	1,714

資料: 八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)

※ 認定の種類

1号認定・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

【利用できる施設】 幼稚園(公立幼稚園は4歳児以上)、認定こども園

2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども

【利用できる施設】 保育所、認定こども園

3号認定・・・満3歳未満の子どもで、保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども

【利用できる施設】 保育所、認定こども園、地域型保育

Ⅲ. 就学前施設における教育・保育と子育て支援

1. めざす教育・保育と子育て支援

～子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援の充実～

前章で述べた課題の解消に向けて、子どもの健やかな育ちと子育て家庭の成長を支えるために、以下の考え方のもと、就学前施設における教育・保育内容や施設整備、子育て支援サービスなど、質的及び物的環境を整えていきたいと考えています。

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの育ちに関する課題に対応し、子どもが健やかに育つ環境を整えるために、以下のことを目標として、教育・保育の質的な充実を図ります。

目 標

- ①子ども一人ひとりの生きる力の基礎が育つ
- ②乳児期、幼児期、児童期への育ちと学びがつながる
- ③集団の中で、多様なかかわりを通してともに育つ

- ① 幼稚園や保育所では、子どもが健やかに育つように、それぞれの特色ある教育・保育を実践してきました。これまで蓄積されてきた保育者の優れた実践を継承、向上させ、子ども一人ひとりの発達に応じた育ちを支えたとともに、主体的な遊びや経験を通して、さまざまな学びの基礎を培っていきます。また、その実践により幼稚園、保育所、認定こども園や公・民の違いに関係なく、基本的な教育・保育の質を向上し、八尾市教育振興計画における～未来を切り拓くチャレンジする『八尾っ子』～へと成長する姿を見通しながら、その基礎となる力を育むための取組みを行っていきます。
- ② 小学校に入学する子どもたちは、家庭や幼稚園、保育所などで教育・保育を受けてきています。子ども一人ひとりの経験や体験はさまざまですが、すべての子どもたちが、スムーズに小学校生活をはじめられるようにするために、幼稚園、保育所、認定こども園において、これまで以上に連続した育ちや、小学校教育への接続を意識した取組みを行っていきます。
- ③ 幼児期の集団生活は、自己の形成や人とのかかわりだけでなく、経験の幅の広がりが、子どもの成長に大きく影響することから、幼児の特性を踏まえ、望ましい規模の集団の中で、いきいきと過ごし、ワクワクする体験を仲間と共有できる教育・保育を提供していきます。

(2) 子ども(保護者)が教育・保育を選択できる環境づくり

子どもが育つ集団規模や受入れ枠などの課題に対応し、子ども(保護者)が教育・保育を選択できる環境を整えるために、以下のことを目標として、教育・保育の提供場所の拡充を行います。

目 標

- ① 子ども(保護者)のニーズに応じて、いつでも教育・保育を受けることができる
- ② めざす教育・保育を受けられるような、集団規模や質が確保される
- ③ 保護者の就労の有無や、家庭状況の変化に子どもが影響されることなく通園できる

- ① 保育を必要としながらも入所できない子どもがいることは、子どもの教育・保育を受ける機会の保障の面で望ましくない状況であり、早急な対応を行います。
- ② 公立幼稚園において、園児数の少ない幼稚園が増えている中で、集団での教育活動に課題が発生していることから、今まで大切にしてきた幼児教育を継続、継承するために、早急な対応を行います。
- ③ 現在の就学前施設においては、保護者の就労の有無や、生活環境によって、子どもが通える施設が異なっていますが、今後は、保護者の就労の有無や家庭状況が変化しても、同じ施設で引き続き通園することが可能となるようにしていきます。

(3) すべての子どもを安心して育てられる環境づくり

保護者の子育てへの不安感などに対応し、子どもを安心して育てられる環境を整えるために、以下のことを目標として、地域における子育て支援の充実を図ります。

目 標

- ① 身近で相談、参加しやすい場所が確保されている
- ② 保護者同士や関係機関などつながることが苦手な保護者への寄り添いと関係づくりができる
- ③ 関係機関との連携による多様な体制で支援が受けられる

- ① 子どもの育ちや学びは、就学前施設における教育・保育だけで培われるものではなく、家庭や地域での生活や遊びとの連続性の中で培われます。その育ちや学びを豊かにするためには、それぞれにおける子どもの生活や遊びが充実したものでなければなりません。これまでも、地域子育て支援センターやつどいの広場をはじめ、就学前施設での幼児教室や親子教室など、さまざまな場所で子育て支援を行っていますが、今後は、それらの事業を再構築するとともに認定こども園において、必須となる子育て支援事業を含め、より効果的な子育て支援をめざします。
- ② 保護者同士や関係機関などつながることが苦手な保護者については、子育てが孤立するだけでなく、子育てへの負担感や不安感も高まることが考えられるため、公立の就学前施設を中心として訪問などによる柔軟な子育て支援が提供できる体制を整えていきます。
- ③ 保護者の価値観が多様化していることや、子育てに関する情報も多岐にわたり、保護者からの相談内容は複雑かつ多様になっています。公立の就学前施設を中心としてこれらに対応できるよう、子育て支援に関わる従事者間の連携を充実するとともに資質向上を図るための取組みを行っていきます。
また、公立として、関係機関との連携を強化し、多様な支援を行っていきます。

IV. 認定こども園の配置の考え方

1. 認定こども園を含めた就学前施設における教育・保育の実施

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度のもと、本市においても、幼保連携型や幼稚園型の認定こども園が、幼稚園や保育所とともに、就学前の子どもたちを受け入れ、教育・保育を実施しています。

このことから、めざす教育・保育を実現するためには、幼稚園、保育所、認定こども園が、連携、協力する中で、質の高い教育・保育を実施することが重要になります。

(1) 認定こども園の配置の考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼児では、保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、就労状況が変化した場合でも通園を継続できることが特長の一つです。また、未就園の子どもや保護者の家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など、子育て支援のサービスが利用できます。

このように、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行えることから、教育・保育内容や利用時間など、多様なニーズに柔軟に対応できる施設であり、本市における課題にも柔軟に対応できると考えています。

また、子ども・子育て支援新制度の運用が進み、認定こども園の理解が広がっていくことで、利用のニーズも高まると考えられます。

このことから、市内の就学前施設の配置状況や、めざす教育・保育のあり方を踏まえ、以下の内容を目標として、公・民を問わず、認定こども園への移行や整備を推進していきます。

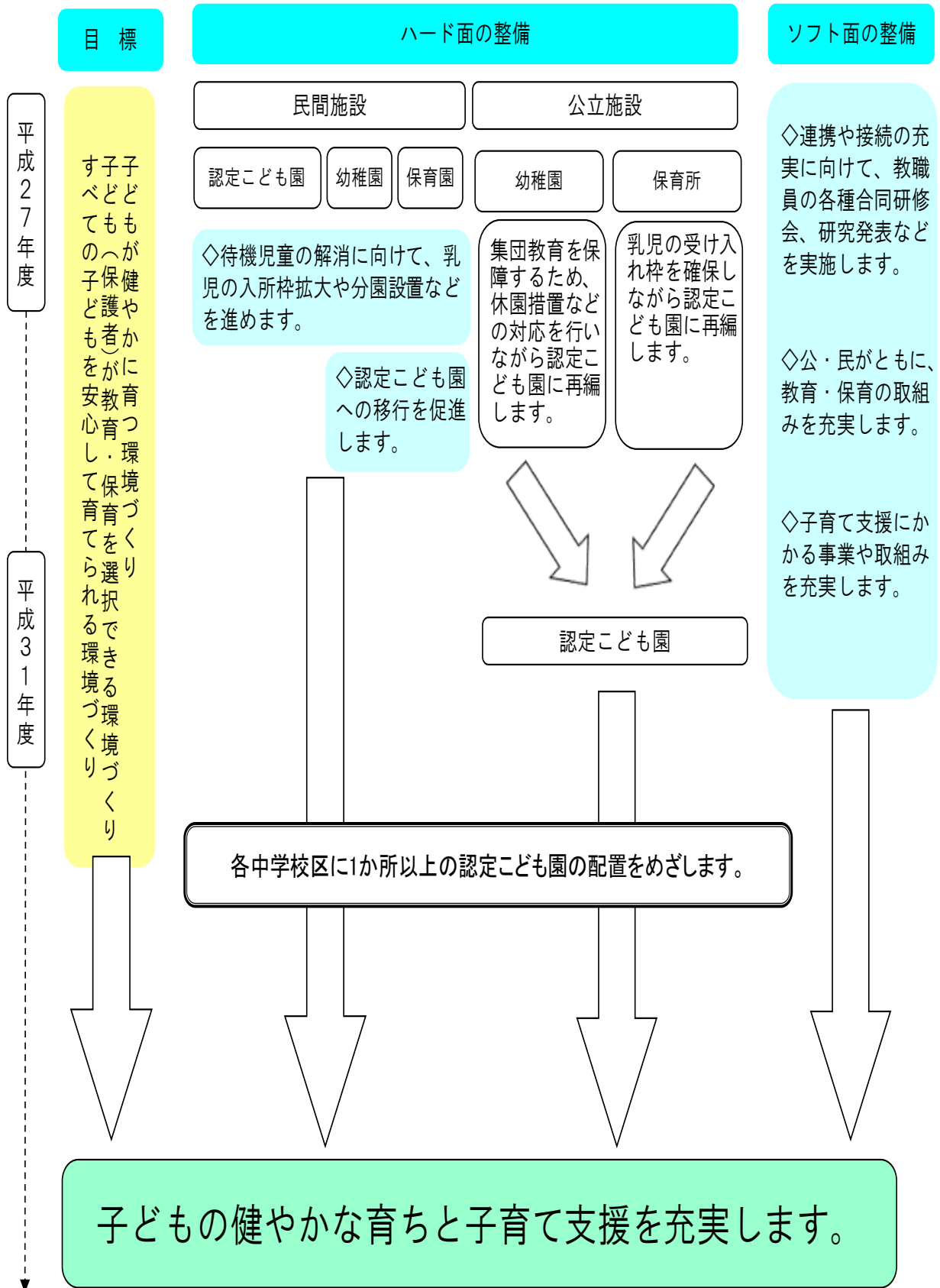
目 標

○各中学校区に1か所以上の認定こども園の配置をめざします

認定こども園が、各中学校区に配置されることにより、中学校区での教育・保育に関する連携・交流の充実につながることや、子どもや保護者が、その中学校区の特性を感じながら施設を利用することができます。

また、認定こども園の配置については、民間の認定こども園への移行促進が図れるよう積極的に支援を行っていきます。

＜就学前施設における教育・保育と子育て支援のイメージ図＞



V. 公立の認定こども園の役割と配置の考え方

1. 公立の就学前施設の役割～幼保連携型認定こども園の整備～

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を実施し、教材研究や園内研究などにより、知識や技能の向上に努めています。また、公立として、物理的な環境も含め、同じ学校教育としての小学校との連携を積極的に行うとともに、地域や家庭との連携を大切にしながら運営を行っています。

保育所では、保育所保育指針に基づき、保育を必要とする児童の保育を保障し、子どもの発達の特徴を踏まえ、養護と教育を一体的に提供しています。また、公立として、保育水準の維持向上や保育サポート（障がい児保育）の充実に努めるとともに、地域の子育て家庭に対する支援を先導的に行っています。

しかしながら、第Ⅱ章での課題に対応し、子どもが健やかに育つ環境を確保していくためには、公立施設だけで対応できるものではなく、公立の役割や機能を見直しながら、全ての就学前施設を充実させる必要があります。

したがって、幼稚園と保育所がこれまで担ってきた役割や実践内容を基本としつつ、その良さを活かし、質の高い教育・保育及び子育て支援に取り組むとともに、公と民が連携して、めざす教育・保育を実現することが重要であると考えており、そのために、公立施設を認定こども園に再編することが必要であると考えています。

(1) 公立の認定こども園の役割

公立施設を認定こども園として再編していくにあたっては、学校かつ児童福祉施設としての法的な位置づけのある単一施設で、これまでの幼稚園または保育所の高い水準が引き継がれた、「幼保連携型認定こども園」が望ましい施設類型であると考えています。

また、幼保連携型認定こども園では、教育・保育の従事者は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する「保育教諭」であることが必要とされ、教育公務員として、研修の充実が図られるものであることから、専門的な知識と技能を修得して、質の高い教育・保育を提供できるものと考えています。

これらを踏まえ、本市において、公と民がともに、質の高い教育・保育と充実した子育て支援を実践できるようにするために、公立の幼保連携型認定こども園を整備し、その中で、基幹的な役割を果たす必要があると考えおり、以下の役割を充実していくものであります。

①地域内の教育・保育の拠点としての役割

◎教育・保育の研究や研修を充実します。

- 園内保育研修会や合同研修会、研究会の企画、運営
- 関係機関との連携による、教育・保育の事例研究と情報提供

◎小学校教育との接続、連携を充実します。

- 「接続期における教育・保育実践の手引き」の活用と普及
- スタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの作成、実践と情報発信

◎配慮や支援を必要とする子どもの教育・保育を充実します。

- 専門的な知識や技術に関する内容や、具体的な手だてや寄り添い方などについての研修の場の設定、及び、情報発信
- 市内の就学前施設や関係機関との連携強化

②地域内の子育て支援の拠点としての役割

◎子育て支援に関する事業を充実します。

- 地域子育て支援拠点事業の拡充
- 専門的な知識や技能を持った幅広い職員体制による支援

◎子育て支援に関するネットワークを構築します。

- 子育て支援事業に関する情報発信や、関係機関との連携強化

(2) 公立の認定こども園の配置の考え方

就学前施設については、将来的な少子化の動向を見据え、適正に配置することが必要であると考えています。また一方で、地域の中で望ましい集団規模により質の高い教育・保育を提供することや、子育て支援が実施できるように配置することも必要であるとと考えています。

このことから、第IV章の考え方を踏まえ、八尾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育のニーズや、民間施設の整備状況を見極めながら、すべての公立幼稚園、公立保育所を再編し、公立の幼保連携型認定こども園として整備を行っていきます。

考 え 方

- 市内の教育・保育の受入れ枠や民間の認定こども園の配置状況などを考慮します
- 公立としての役割を担えるよう、配置を考慮します

公立の認定こども園について、教育・保育の量的な面では、民間活力の活用による確保を前提に、市域全体を対象にした配置をめざします。

あわせて、教育・保育や子育て支援の質的な面では、市内の就学前施設との情報交換や乳幼児・児童・教職員の交流促進、小学校教育との接続の取組み強化、支援が必要な子どもへの対応などの推進に向け、公立としての役割を果たすことができるような配置をめざします。

Ⅶ. 公立の認定こども園への再編整備計画

1. 認定こども園の整備に関する基本事項

公立の幼保連携型認定こども園への再編については、第Ⅴ章の考え方のもと、以下のことを基本として進めます。

- ① 公立の幼稚園、保育所を新たな「幼保連携型認定こども園」に再編します。
- ② 0歳児～5歳児までの子どもを受け入れます。
- ③ 3歳児からは幼児教育を実施します。
- ④ 原則として平成31年度を目標に整備を進めます。
- ⑤ 施設定員については、原則180～250人とします。なお、具体的な募集人数については、その時点での教育・保育の利用見込みや民間施設での募集状況とのバランスを図りながら設定します。

また、敷地の広さや施設の規模などに応じて施設ごとに定員を設定します。

- ⑥ 整備場所については、幼保連携型認定こども園を整備するために必要な機能や広さを考慮します。その中で、活用が可能な既存施設については、優先的にその施設を活用して整備します。
- ⑦ 公立の幼保連携型認定こども園では、園区は設定せず、市内全域を対象に募集します。

2. 認定こども園への再編整備計画

これらのことを踏まえ、八尾市子ども・子育て支援事業計画における平成31年度の教育・保育の量の見込みを参考にして、公立幼稚園の就園率の推移や民間施設の整備予定などを考慮した場合、平成31年度に向け、まずは、公立の認定こども園として、5施設の整備に取り組みます。

また、教育・保育の利用見込みや民間施設の整備の進み方が流動的であることを踏まえ、今後、時点修正を行う中で、整備数について見直しを行います。

認定こども園における教育・保育内容や施設設備などについては、幼稚園や保育所の職員も含め検討を進めながら、認定こども園の円滑な運営に向けて取り組んでいきます。

あわせて、認定こども園が開園するまでの期間においても、より良い教育・保育を実施し、子どもが健やかに育つ環境を確保することが大切であると考えています。

このことから、幼稚園においては、認定こども園への再編を前提としつつ、子どもが望ましい集団規模の中で幼稚園教育を受けることができるよう、著しく園児数が減少している園に対して、休園措置などの対応を行っていきます。

保育所においても、保育研究や研修を充実し、保育内容の質的向上に努め、保育を実践していきます。また、今後の申込み件数や民間施設の整備状況などを踏まえ、計画的な受入れ枠の確保を行っていきます。

【具体的な認定こども園の整備計画】

①（仮）西郡認定こども園

西郡保育所を母体とし、平成31年度に長池幼稚園の園児を引き継ぎます。

②（仮）志紀認定こども園

用地取得により施設を整備し、平成31年度に弓削保育所と志紀幼稚園の園児を引き継ぎます。

③（仮）安中認定こども園

安中保育所を母体とし、平成31年度に安中幼稚園の園児を引き継ぎ、平成33年度に末広保育所の園児を引き継ぎます。末広保育所の運営については、成法中学校区における教育・保育の受入れ枠や民間施設の整備状況に基づいて検討します。

④（仮）南山本認定こども園

用地取得により施設を整備し、平成31年度に山本南保育所と南山本幼稚園の園児を引き継ぎ、平成33年度に荘内保育所の園児を引き継ぎます。

⑤（仮）東山本認定こども園

用地取得により施設を整備し、平成31年度に堤保育所と東山本幼稚園の園児を引き継ぎます。

【認定こども園の整備に向けた幼稚園の運用】

① 認定こども園への引継園を指定し、子どもを受け入れます。

② 平成30年度は引継園でのみ、4歳児を受け入れることを基本とします。

③ 子どもが望ましい集団規模で幼稚園教育を受けることができるよう、著しく園児数が減少している園に対して、休園措置の対応を行います。

④ 休園基準は、入園応募者が2年連続15人未満（引継園を除く）とし、平成27年10月の園児募集から施行します。その結果、平成27年、28年連続して、4歳児の応募が15人未満となる幼稚園があれば、平成29年度から当該幼稚園の休園措置を行い、併せて園区を撤廃します。

⑤ 引継園以外の園については、休園基準を適用しながら、平成30年度末をもって、廃園することを基本とします。ただし、今後の教育・保育の受入れ枠や民間施設の整備状況により、幼稚園運営の継続や認定こども園の整備数の見直しを行います。

【認定こども園の整備に向けた保育所の運用】

① 7園の在園児を5園の認定こども園に引き継ぎますが、子どもの集団や環境にできる限り配慮し、末広保育所と荘内保育所の在園児は平成33年度に引き継ぎます。

② 在園児は認定こども園で受け入れることとしていますが、転園を希望される場合は、利用調整の際、配慮することを検討します。

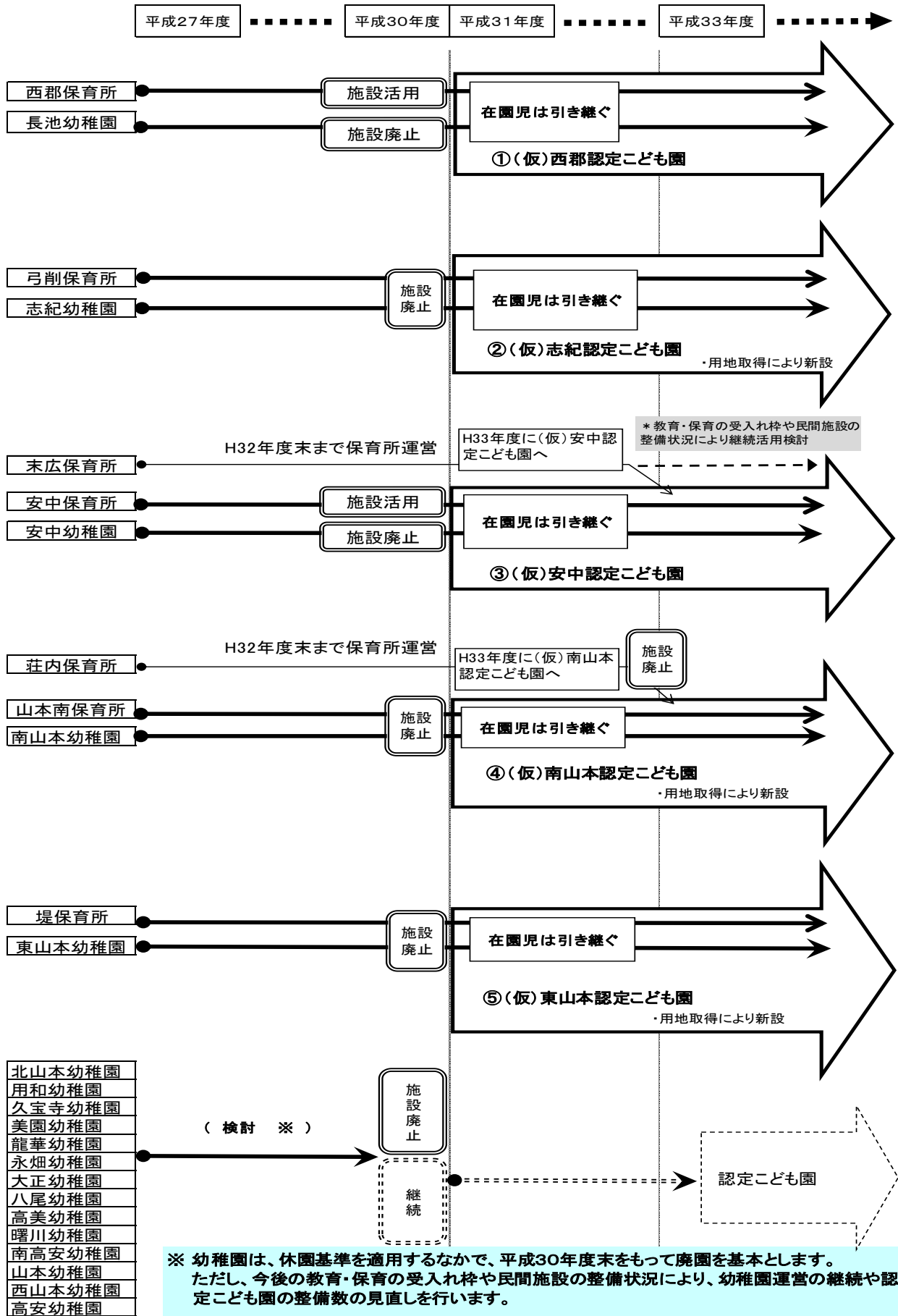
- ③ 保育所においては、研究や研修を充実し、保育内容の質的向上に努めるとともに、在園児が認定こども園に引き継がれることを考慮し、認定こども園での教育・保育につなげられるよう、保育を実践していきます。

3. 子ども・子育て支援事業計画の見直し

公立の認定こども園への再編整備計画を進めるにあたり、平成30年度末までの期間において、公立幼稚園の休園や廃園を行うこととなります。そのため、八尾市子ども・子育て支援事業計画の1号認定の確保量の減少が予想されますが、引き続き、認定こども園への移行促進を図る中で、確保を行っていきます。

また、八尾市子ども・子育て支援事業計画については、今後の教育・保育の利用見込みや民間施設の整備状況を踏まえるとともに、本再編整備計画に基づき見直しを行います。

<認定こども園への再編整備計画概要図>



4. 認定こども園の施設定員や職員数など

(1) 基本的な施設定員など

基本的な幼保連携型認定こども園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
施設定員	9	24	30	60	60	60	243
学級数	1	2	2	3	2	2	12

西郡保育所の活用による幼保連携型認定こども園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
施設定員	9	24	30	40	40	40	183
学級数	1	2	2	2	2	2	11

(2) 基本的な職員体制

公立の認定こども園では、望ましい集団生活を確保し、学級替えなどにより環境を変えることができるように、幼児は複数学級での編成を基本とします。

また、子どもの一日の生活リズムや集団生活の経験年数の違いを踏まえるとともに、その良さを活かせるように、以下のように保育者などを配置します。

- ① 公立保育所の職員配置の方針に沿って、保育者を配置（4歳児、5歳児については園児30人に保育者1人を配置）します。
- ② 幼児の学級については、生活経験や利用時間の違いに配慮し、担任と連携して、教育・保育を実践するための保育者を配置します。
- ③ 認定こども園としての教育・保育内容の研究、検討及び、小、中学校との交流や地域との連携を推進するための保育者を配置します。
- ④ 障がいがあるなど、特別な支援が必要な園児に保育者を配置します。
- ⑤ 園児の保健、衛生などを安全に管理するための看護師を配置します。
- ⑥ 園児全員の給食調理をはじめ、食育を推進するための調理員を配置します。
- ⑦ 就学前の乳幼児と保護者を対象に、育児相談や親子教室など、子育て支援をするための保育者を配置します。

5. 認定こども園への再編整備による効果

公立施設を認定こども園に再編整備することにより、職員体制の充実が図られるとともに、教育・保育と子育て支援の充実を図ることができると考えています。また、施設を再編し、経費が削減されることにより、将来世代の財政的な負担が軽減されるとともに、生み出された財源は、子どもに関する施策に還元できると考えています。

就学前施設における教育・保育と子育て支援計画
(公立の認定こども園の整備)
平成27年(2015年)8月発行

発行者 八尾市こども未来部こども政策課
八尾市教育委員会事務局生涯学習部教育政策課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号
TEL:(072)991-3881(代表)
八尾市ホームページ：<http://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号：H27-87